

小田原市駅前広場条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市駅前広場条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和3年12月15日（水）
意見提出期間	令和3年12月15日（水）から令和4年1月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	一人
郵送	一人
直接持参	一人
無効な意見提出	一人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	—
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	—
C	今後の検討のために参考とするもの	—
D	その他（質問など）	6

〈具体的な内容〉

(1) 運用に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	自動車一時駐車場（一般車駐車場）の使用料はいくらですか。	D	最初の 20 分を無料、その後は周辺の民間の時間貸駐車場よりも高い料金設定にすることで回転率を高めたいと考えています。具体的な内容については令和 4 年 3 月定例会に条例改正案を上程する予定です。
2	国府津駅自転車駐車場の指定管理者と一体で管理させたほうが管理コストが低減されると思いますが、なぜ指定管理をさせないのでしょうか。	D	自転車駐車場と一般車駐車場とは、利用形態や設備機器等の違いから、管理に必要な専門性が異なり、一体管理によるコスト縮減やサービス水準の向上が見込めないことから、民間事業者へ委託する予定です。

(2) 条例に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	自動車一時駐車場（一般車駐車場）を使用するには条例第 7 条の 2 の使用の許可が必要ですか。	D	使用許可の対象は、第 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げるバス、タクシー用の乗降場等の附帯施設であり、一般車駐車場は使用許可の対象外です。

(3) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	国府津駅広場は公の施設ですか。	D	公の施設です。
2	コンビニエンスストアが拡張部分に指定されていますが、駅前広場区域として指定する必要は無いと思います。	D	コンビニエンスストアが拡張部の区域内に含まれているのは表示の誤りですので、別紙のとおり修正いたします。
3	拡張部分はだれの所有地ですか。	D	市の所有地です。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	新設する駐車場の名称を、「自動車一時駐車場」から「一般車駐車場」とします。	自動車一時利用を含め、総称して「一般車駐車場」としました。